

各専門委員会規程

第1条 一般社団法人日本デフバドミントン協会（以下本会という）定款第40条に基づき、会務遂行のため、以下に掲げる各専門委員会を設置する。

- (1) 強化委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 運営委員会
- (4) 競技委員会
- (5) 倫理委員会

第2条 各専門委員会（以下委員会という）は、代表理事ならびに理事会の諮問に応じ、所掌する専門事項に関し、調査・研究・企画立案・審理する。

第3条 委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長1名
- (3) 委員若干名

第4条 委員会を統括する専門部を理事会が設置することができる。部長には理事会の推挙により代表理事が理事の中よりこれを指名する。

第5条 委員会の委員長、副委員長および委員は、代表理事が指名する者および本会会員または会員外の学識経験者の中から、理事会の推挙により、代表理事が委嘱する。

第6条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 委員会は、その所管事項を総括処理する。

第8条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第9条 委員は、委員長の指示に基づき、それぞれの委員会に属する所掌の調査・研究・企画立案専門業務に従事する。

第10条 委員会は、委員長が必要と認めるときまたは委員総数の1/3以上の要求があった場合等において、委員長がこれを招集する。

第11条 委員長は、委員会を開催した場合は、その議事要録を作成保管するとともに、年度末にその結果を理事会に報告しなければならない。

第12条 各委員会において所掌する業務執行上の手続規定、細則、基準要綱等については、それぞれの「委員会規程」においてこれを定めるものとする。

第13条 各委員は、委員会を通じて得られた検討中の内容を外部に漏らしてはならない。

第14条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附則

この規程は2018年4月28日より施行する。